



2026 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ジーデップ・アドバンス
代表者名 代表取締役 CEO 執行役員 飯野 匡道
(コード: 5885、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 CFO 執行役員 大橋 達夫
(TEL. 022-713-4050)

取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 21 日開催の当社取締役会において、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、関連する議案を 2026 年 8 月 27 日開催予定の当社第 11 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入の決議と同時に、従業員持株会向け譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。従業員持株会向け譲渡制限付株式報酬制度の概要については、当社の 2026 年 7 月 21 日付「従業員持株会向け譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を含みません。譲渡制限付株式の付与を受ける取締役を、以下「付与対象取締役」といいます。）に対して、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、付与対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。なお、本株主総会では、2020 年 1 月 27 日開催の臨時株主総会においてご承認いただいている取締役（社外取締役を含みません。）の報酬等の額（年額 1 億円以内（従業員兼務取締役の従業員分給与を含みません。））とは別枠として、付与対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 3,000 万円以内として設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。また、各付与対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、付与対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各付与対象取締役は、当社金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付

することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、各付与対象取締役に特に有利な価格とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、譲渡制限付株式の発行又は処分に当たっては、当社と付与対象取締役との間で、下記（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結します。

（2）譲渡制限付株式の総数

付与対象取締役に対して発行又は処分する譲渡制限付株式の総数は年 10,000 株以内とします。

ただし、本株主総会の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当社譲渡制限付株式の総数を合理的な範囲で調整します。

（3）譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

① 譲渡制限の内容

各付与対象取締役は、譲渡制限付株式の割当てを受けた日より 30 年間から 50 年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、当該付与対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません（以下「譲渡制限」といいます。）。

② 譲渡制限の解除

当社は、付与対象取締役が、譲渡制限期間（ただし、譲渡制限期間中に、付与対象取締役が当社の取締役、監査役、執行役員その他の役職（以下「役員等」といいます。）のいずれの地位からも正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合には、割当日から当該退任までの期間とします。）中、継続して、当社の役員等の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、付与対象取締役が正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合は当該退任の時点）をもって譲渡制限を解除します。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、各付与対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間満了前に当社の役員等のいずれの地位からも退任（正当な理由による退任又は死亡による退任を除きます。）した場合等には、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

⑤ その他取締役会で定める内容

本制度に係るその他の内容については当社の取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とします。

以上